

サウディアラビアの開放路線と 「体制内改革派」

中 村 覚

- I 序
- II 「体制内改革派」アブドゥラー皇太子
- III 「体制内改革派」
- IV 諮問評議会における改革
- V 社会改革と「ワッハーブ主義的保守派」
- VI まとめ

I 序

今日のサウディアラビアは、一時的な油価の上昇に依存するだけではかつてのような経済的繁栄を取り戻せないと考えられており^(註1)、構造改革によって経済成長を達成し、失業をはじめとする多くの経済問題を解決することが喫緊の課題となっている。現在議論されている経済改革は、ガス、情報、観光など、成長が期待される分野への外資導入やWTO加盟などを必要としており、サウディアラビア社会の開放にも関わる問題となっている。またそれだけではなく、改革は、既得権益、行政改革や民主化の問題にも関わっている。このように政治的にも社会的にも多くの課題を抱えるサウディアラビアが、国内経済の開放

による経済改革を実行できるのかが、注目されるところとなっている。

本稿では、筆者が2001年春に行ったサウディアラビア訪問を通じて収集した情報を随時紹介しつつ、現在の改革路線が、旧来のサウディアラビア体制をどの程度まで変革しうるのか、また諸改革が直面している課題は何なのかについて考察する。

まず現在までの先行研究の成果と課題について要約しておくことにする。現在までの先行研究では、サウディアラビアで湾岸戦争の直後に国王に提出された3通の改革案と、その後の統治基本法の制定や諮問評議会の設置に関して論じられている。

改革案の1通目は、「進歩派」(progressive)あるいは「リベラリスト」「民主・開明派」などと位置づけられてきた集団が提出した改革案である^(註2)。この集団は、テクノクラート、医者、弁護士など、ウラマーを含まない集団であり、彼らは、実権をもつ議会の設置、女性の解放などを求めた公開書簡を国王へ提出した。第2通目の改革案は、医者、弁護士、欧米への留学経験者などの「テクノクラート」と共同ではあるが、イスラーム法学者が

中心となったとされるグループが提出した請願書であった。この第2通目の改革案をさらに体系化した請願書が第3通目の改革案であった。第2通目と第3通目の改革案は、より厳格なワッハーブ主義の施行を求めた内容だったため、「原理主義者」あるいは「保守・宗教派」による請願書などと位置づけられている^(注3)。

以上のように、湾岸戦争の直後の改革案には、「リベラル派」と「宗教派」の二つの流れがあった。その後の「宗教派」の動向は、現実的な国内の改革からは完全に後退する流れとなった。「イスラーム研究・法布告総庁」のメンバーでもあったアブドゥラー・ジブリーン師は、サウード家への忠誠を表明して、改革運動とは関係を絶った。サファル・アル＝ハワーリー師とサルマーン・アル＝アウダ師は、政治的発言を収録したカセットテープの頒布を続け、サウディアラビア当局に軟禁された。当局による逮捕を怖れたアブドゥラー・ミスアリーやウサーマ・ビン・ラーディンは、サウディアラビアを脱出した。その後ミスアリーは、ロンドンで「イスラーム法的権利擁護委員会」(CDLR)を立ち上げて「FAX革命」をめざし、ビン・ラーディンは「テロ活動」に転じた。だが二人の「イスラーム的反体制派」は、サウディアラビアを打倒する力をもつにはいたらなかった^(注4)。以上のような経緯からは、「宗教的改革案」を提出した一派は、現実的な改革を推進する力とはならなかったとまとめることができるだろう。

そこで本研究は、かつて「リベラル派」と位置づけられた一派の系譜を受け継ぐ勢力が、現在ではサウディアラビアで進められている諸改革の原動力となっている点を論じるもの

である。

現在サウディアラビアの政治経済改革の必要性を主張する人々は、サウード家、財閥、官僚、マスコミ、大学などに存在している。「体制内改革派」は、組織を形成してはいないが、選挙制度の導入、検閲の緩和、経済成長のために必要な開放路線や経済改革、女性の社会的活動の拡大などを求めている人々を総称した概念としてもちいることにする。これらの人々は、サウード家支配の打倒を叫ぶものではないので、過激な「反体制派」という概念にはあてはまらない。またイデオロギーとしてのイスラームを放棄しようとはしていないため、「世俗派」と位置づけることもできない。このために「体制内改革派」という概念を提唱したいのである。

小杉泰氏は、湾岸戦争の後にアル＝ハワーリー師を「政治的ウラマー」と位置づけて批判したテクノクラート、ガージー・アル＝グサイビー(Ghāzīal-Guṣaybi)が、「世俗主義者」というレッテルで逆批判されたことをとりあげている。だが小杉氏も紹介している点でもあるが、アル＝グサイビーは、イデオロギーとしてのイスラームを支持しており、彼が求めているのは、政治における「為政者とウラマーの役割分化」であると要約できるだろう^(注5)。したがって彼に対して「世俗主義」というラベルを本稿では適用できないと考えられる。「『体制内改革派』はワッハーブ主義の放棄を唱えてはいない」とする本稿の観点からは、アル＝グサイビーは「体制内改革派」と共通する政治的態度を示している一人であると考えられる。ただし「体制内改革派」は、「世俗的」とは位置づけにくいとしても、以前よりも一層緩和されたワッハーブ主義の適用

を求めている。

「体制内改革派」に対置される第1の集団は、「反体制派」である。だが「反体制派」については、すでに述べた趣旨から本稿では論じない。「体制内改革派」に対置される第2の集団は、「ワッハーブ主義的保守派」であろう。暫定的ながら本稿では、「ワッハーブ主義的保守派」に関しては、教義上の理由により、「規制緩和」、「開放路線」や「そのために必要とされる諸改革」に慎重であったり、反対する人々であると定義をしておきたい。「ワッハーブ主義的保守派」は、ウラマー、ムタウウィーン (mutawwin: ボランティア的宗教警察) および高齢な世代を中心に拡がっていると考えられる。

ただし、「ワッハーブ主義的保守派」の政治的傾向については、常に「体制内改革派と対立する」集団であるとは断言できない面があり、慎重な分析が求められる。湾岸戦争の直後では、「テクノクラート」とウラマーが共同して第2と第3の改革案を提出したように、「進歩的改革派」と「ワッハーブ主義的保守派」の間には、政治的に「相通ずる」点もある^(注6)。またウラマーは、基本的には体制にとりこまれている集団であることが知られている。

「体制内改革派」に対置される第3の集団は、「既得権益」を維持しようとする集団であろう。これらの集団は、表面的には諸改革の推進を支持している点で「体制内改革派」なのであるが、諸改革の実行段階となると、改革の遅滞をはかることになる。既得権益の実態は、もっとも情報源が限られている問題であるということが出来る。

「体制内改革派」に関しては先行研究の蓄

積も限られている。「体制内改革派」に関しては分析のための理論的枠組みやデータの蓄積が必要とされている状況ではあるが、本稿は今後の研究の進展のために多少なりとも論点を整理し、新たな視角を与えることをめざすものとする。

II 「体制内改革派」アブドッラー皇太子

サウード家は、諸改革に対してどのような姿勢を見せているのか、現在では「事実上の元首」と見なされることもあるアブドッラー皇太子や、2000年夏に設置された「王族会議」の構成をもとに分析を行う。

ファド国王(在位1982年～)が脳溢血で緊急入院をした1995年以降、アブドッラー皇太子は、ファド国王に代わって次第に国政での主導権を強めた。

アブドッラー皇太子に関する従来のイメージは、「部族的調和を重んじる伝統派」、「アラブやイスラームとの連繫を重視し、西洋を敵視する保守派」、「開明的なステイリセブン^(注7)」と対抗する保守派」などであった。そのためか、日本国内における、アブドッラー皇太子に関する評価は、いまだに定まったとは言えない状況である。

このようなアブドッラー皇太子が「改革派」というイメージを獲得する契機となったのが、1998年12月のGCCサミットでの発言であった。複数の消息筋が強調しているように、このサミットの席上、アブドッラー皇太子は、「もはやGCC諸国の豊かな時代は終わりを迎えており、人びとは国家に依存しない生きか

たを身に付けなければならない」という趣旨の発言を行った。以降、アブドゥラー皇太子は、「湾岸版ペレストロイカ」を実行する意思がある指導者、という評価を湾岸アラブ紙から与えられることになったのである^(注8)。

またアブドゥラー皇太子は、1999年に今後の改革を主導するための機関として、六つの最高評議会を設置することにより、改革の重点領域を明示すると同時に、改革派としてのイメージを国内で定着させた。これらの最高評議会は、経済最高評議会、石油最高評議会、情報最高評議会、観光最高評議会、司法最高評議会、イスラーム最高評議会である。

実際、当地紙での改革をめぐる記事や論説の中では、頻繁に「ファド国王が指示する行政改革の重要性について、アブドゥラー皇太子が強調した」という引用が目につくようになっていく^(注9)。多くのサウディアラビア国民は、既に病弱となっている『ファド国王が』指示した」という部分が国王への敬意を表するための儀礼的表現であり、実際の社会改革や行政改革の原動力が、アブドゥラー皇太子となっていると見なしている。

またアブドゥラー皇太子は、自分の政治的評価を高めることを意図した政治的パフォーマンスとしての目的のためだけに最高評議会を設置したのではなく、改革を実現段階へ移行させるためと見られる指示を発している。アブドゥラー皇太子兼副首相から、スルターン国防航空相兼第二副首相に宛てられた2001年2月5日付の内部書簡がこのことを示している。

書簡では、行政面の以下のような問題点が列挙されていた。第1に、政府の様々な会議や委員会は、停滞したり、活動に遅延をきた

している。第2に、それらの会議や委員会からのアブドゥラー皇太子への報告書も、十分な結論を導き出しておらず、再検討を要する場合が多い。第3に、アブドゥラー皇太子の予定していた会議の起案が直前に届けられることもあり、アブドゥラー皇太子が十分な吟味を加える時間が与えられないこともある。第4に、市民に対するサービスもスピードが遅すぎる状況である。そのため現在のような行政では国益や市民の利益を守ることは不可能であり、スピードアップと効率化が喫緊の課題となっている。そこで結論として、執務方式の全面的見直しが必要とされている、といった趣旨が喚起されていた。この書簡に沿うかたちで2001年3月中旬にアブドゥラー皇太子は、すべての省庁に対して、執務方法の見直しを公式に指示した模様である^(注10)。

先の書簡からは、1995年以降、次第に国政における発言力を強めてきたアブドゥラー皇太子が、それ以前から行政の中心を担ってきた政治的指導者や官僚に対して、行政の非効率の責任を暗に追及しながら、その改革を求めるといふ、政治的な構図が明らかになる。サウディアラビアの慣行に鑑みれば、行政機関の責任者の誰かが名指して非難を受けたり、責任をとられるようなことはほとんど考えにくい。だが、アブドゥラー皇太子の姿勢を前に、行政機関の責任者の間には、現在の行政の非効率を招いた政治責任をかけられないよう、警戒を要する状況が醸成されている。

サウード家や行政機関の中で、現在進行中の行政改革に反対する勢力の一例として、アラムコ内の抵抗勢力の存在がある。1999年9月の石油最高評議会の設置は、アラムコの投資や契約に関する権限を石油評議会へと移譲

し、今後のサウディアラビア経済全体にとって必要となる外資導入や経済改革全体を見渡す観点から、アラムコの経営方針を決定するという狙いがあった。そして2000年10月には権限移譲が閣議承認された^(注11)。そのためアラムコからは、権限の移行に抵抗する動きが見られたという。行政改革を計画から実行の段階へ進めるためには、王族内部や行政機関の中の改革反対派の動きに対処する微妙な手腕が必要とされているようである。

アブドゥラー皇太子と対抗する勢力であると従来から見られているスデイリセブンは、アブドゥラー皇太子が中心となって進めている改革路線に基本的には同意しているようである。だがサウディアラビア国内では、スデイリセブンよりも、アブドゥラー皇太子が改革の原動力となることを期待する声が強い。なぜならファフド国王やスルターン国防相をはじめとするスデイリセブンは、清廉潔白で強い決断力を有するというイメージをもつアブドゥラー皇太子とは対照的に、富を築くために汚い手口を使いすぎているとか、長らく国政の中心にいたにもかかわらず、諸改革を遅らせてきた、というイメージがサウディアラビア国内にはあるからである。いいかえれば、スデイリセブンは、表向きは諸改革を口にしながらも、実際は既得権益のために改革を遅らせてきた指導者集団であると国内では見られているのである。

しかし実際のところでは、アブドゥラー皇太子とスデイリセブンの間には、改革に関する政策上の相違が本当にあるのだろうか。現在のサウディアラビアでの噂とは逆に、従来の日本の観測では、スデイリセブンの方が、アブドゥラー皇太子よりも進歩的、あるいは

西欧的であるといわれてきた。だが近年の行政改革の動きだけではなく、過去の多くの事例を検討し直せば、アブドゥラー皇太子とスデイリセブンのどちらか一方が、突出した政策をとることは考えにくい。

アブドゥラー皇太子とスデイリセブンは、同じ高齢な世代に属するために多くの価値観を共有していると見られる点が多くある。アブドゥラー皇太子とスデイリセブンは、1962年から共にサウディアラビア政府の中樞を担ってきた、という一面がある。

例えば、両者の類似性は、外交の場で明らかである。1990年8月にイラクがクウェートに侵攻した直後の段階の、ファフド国王、アブドゥラー皇太子、サルマーン・リヤード州知事が同席した王族会議では、米国の軍事援助を受けることに否定的な見解で一致していた。むしろ米国の援助を積極的に期待したのは、20～40代の若い王族であった、という^(注12)。

その後の対米政策においても大きな相違があるとは考えにくい。なぜならアブドゥラー皇太子が反米的であるとも断定しにくいからである。アブドゥラー皇太子は、近年の外資導入政策を推進してきただけでなく、長年にわたって米国製装備や米国人訓練員をとり入れてきた国家警備隊の長官である。1998年にイラク空爆を実行しようとした米軍に対してサウディアラビア国内の基地提供を拒否したように、米国へ盲従する姿勢は見せていないが、親米路線を突然に放棄するような非現実的な統治者ではない。

開明的であるというスデイリセブンのイメージとは反対に、スデイリセブンの発言の中には、改革に対して慎重な発言が多くみられる。スルターン国防相は、サウディアラビア

の観光事業を外国企業に開放するためには、十分な検討が必要であると述べている^(注13)。治安担当のナーフ内相は、雇用のサウディアラビア人化政策を担当するなどの点で改革派ではあるが、治安担当の大臣としての立場から、多くの場合に急な社会変革には慎重な姿勢をみせている^(注14)。

入手可能な情報から考察すると、アブドゥラー皇太子とスデイリセブンの間には基本的政策において明確な相違を特定することが難しいように見える。改革の姿勢を国民にアピールするという点では、アブドゥラー皇太子は成功している。スデイリセブンが既得権益に浸っているというサウディアラビア国内での噂については、正しいのかもしれないが、確実な情報によって具体的に論ずることは容易ではない。サウディアラビア国内でのアブドゥラー皇太子に関する高い評価や先に紹介した書簡などからは、アブドゥラー皇太子は、スデイリセブン以上に改革のスピードを重視しているのではないか、という仮定もできるが、今後の裏付けがさらに必要とされる状況である。

アブドゥラー皇太子とスデイリセブンのどちらも突出した姿勢を見せないのは、互いの政治権力が拮抗しているからということも考えられる。両者の対立関係の実態も明確な情報を入手しにくい状況だが、アブドゥラー皇太子が一方的に劣勢であるということは考えられない。2000年6月に設置された王族最高会議では、議長は、実務能力のないファドド国王ではなくて、アブドゥラー皇太子であった。また計18名のメンバーの中には、スデイリセブンからは、わずかに2人、スルターン国防相とサルマーン・リヤード州知事しか参

加していない^(注15)。

王族会議がサウード家内の政治的意見の集約のためにどの程度の重要性をもつのかについては十分に確認されてはいない^(注16)。メンバーに選ばれなかったナーフ内相は、「王族会議は、何ら政策への影響力を持っていない」と述べた^(注17)。王族会議に意思決定組織としての重要性を与えるのか否かが、一つの争点でもあるといえるだろう。2001年4月に開催された王族会議は、ファドド国王が主催したが、メンバーの変更は伝えられていないし、会議の内容も報道されていない。

ただし王族会議に参加していないスデイリセブンが、かつて誇っていたほどの強力な政治力は維持していないことも指摘できる。ナーフ内相は、最も政治力が強い王族の一人ではあるが、1994年から1997年に発生したサウディアラビア国内の騒乱やテロ事件を防止できなかったことから評価を落としている。アフマド副内相は、ナーフ内相よりも役職でも年齢でも下に位置するという序列のために、ナーフ内相がメンバーとはならない王族会議のメンバーとなることはできないだろう。以前からアブドゥラフマン副国防相は、国政を担う行政能力に欠けていると王族の中で見られている。トゥルキー元副国防相は、数年前から政治の表舞台からは姿を消している。

王族会議に入っているスデイリセブンの二人は実力者である。だがスルターン国防相は、アブドゥラー皇太子の後の国王候補と見られているにもかかわらず、先にふれたように国内での人気という点ではさほど高くない。他方サルマーン・リヤード州知事は、国民から慕われ、王族内での信頼感も高いが、スルタ

ーン国防相の後の国王候補と見なされている段階である。

王族会議のメンバーとなったプリンス・タラールの存在が、王族内の政策や対立関係について理解するためのヒントになるかもしれない。

プリンス・タラールは、1960年代に憲法の制定や選挙制度の導入を主張し、結局は国外に逃亡した「リベラル派プリンス」の一人だった^(注18)。プリンス・タラールは、政治的活動を行わないという条件で1964年に帰国を許されていた。その後は、「国連による開発のためのアラブ湾岸プログラム」(Arab Gulf Programme for United Nations Development)の会長を務めたり、アラブ世界のNGO活動を支援したりしていた^(注19)。近年はしばしば政治的発言も行っている。1998年には選挙制度の必要性を主張した^(注20)。また王族会議については、「王族会議の目的は、一部王族の過ちまで含めた王族内の問題究明である」という、大胆な発言をしている^(注21)。

王族最高会議におけるプリンス・タラールの政治的立場について検討すると、彼の政治的見解が、国政に反映されやすいのではないかと、とも考えられる状況がある。王族会議には計18名のプリンスが含まれているが、その中で最も強い影響力を持つ、アブドゥルアズィーズ国王直系の第二世代のプリンスはわずかに5名のみである。その5名の中で、アブドゥラー皇太子と彼の忠実な支持者であるバドル国家警備隊副長官は、スデイリセブンのスルターン国防相とサルマーン・リヤード州知事に対して、数のうえで2対2と拮抗することに成功している。そのために5人目のプリンス・タラールは、王族最高会議の中で、

ある程度の自由な発言をしやすい立場にあると見られる。またバドル国家警備隊副長官は、1960年代にはプリンス・タラールとともに「リベラル派プリンス」の一員であり、エジプトへの亡命にもプリンス・タラールと同行していた。

政治的闘争に敗れ、亡命した過去をもつプリンス・タラールが王族会議のメンバーとなったことは意外な展開であり、国王や皇太子が容認しなければ可能とならない。王族最高会議の討論内容について詳細は報道されていないが、改革派であるプリンス・タラールの存在感がある程度高まることには貢献したのではないだろうか。

アブドゥラー皇太子は、行政・経済改革を推進する旗振り役としての活躍を見せている。サウディアラビア国内には、表面的には改革に反対できないムードが醸成されているが、今後アブドゥラー皇太子がリーダーシップを発揮し続けるためには、王族内の政治的バランスを配慮し、行革によって権限を喪失する行政機関との調整を進めなければならない、といえるだろう。

Ⅲ 「体制内改革派」

前節では、王族の中における改革派について検討した。本節では、王族をこえて広くサウディアラビア国内に存在する「体制内改革派」の実態について、中心となる社会階層について明らかにしつつ、検討する。

サウディアラビアの政治、経済、社会構造にわたる包括的な変革を求める「体制内改革派」は、サウード家、財閥、官僚、マスコミ、

大学などに存在している。

従来、サウディアラビアの「上層階級」^(注22)は、国外留学からの帰国者が多く含まれ、特に富裕層は、獲得した富をサウディアラビア国外で蓄積したり、海外へ休暇に出かけている、ということが国外において指摘されてきた。これらの現象は、サウディアラビア社会の上層が、愛国心がないことの表れ、あるいはワッハーブ主義への信仰心が見せかけであることをしめしている、などとしばしば説明されている。

だがサウディアラビアで「体制内改革派」と会見し、直接に話し合っただけで気が付くことは、彼らが、自国の繁栄こそが、彼らの社会経済的繁栄の基盤であることを熟知していることである。彼らは、自らが蓄積した富を外国で運用するが、それはサウディアラビアに信頼できる金融制度も魅力的な投資先もいまだに存在していないという経済事情に従ったからである。多くのサウディアラビア人が休暇を外国で楽しむ理由は、国内では十分なサービスを受けることができないからである。

このような状況を改善するため、数年にわたってサウディアラビア政府は、投資インセンティブを高めるための政策を打ちだしてきたが、それは外資を呼び込むためであると同時に、サウディアラビア人自身が、国内で投資しやすい環境をつくるためでもある。海外への富の流出があるからといって、彼らが、サウディアラビア国内の改革を期待していないと決めつけることができない点が、サウディアラビア政治の複雑な側面である。また実際のところ、サウディアラビア人のすべてが決して「厳格なワッハーブ主義者」であるわけではない。サウディアラビアではワッハー

ブ主義を信仰しない自由は存在していないので、ワッハーブ主義を信奉しない人々は、国外に出る以外には信仰の自由は実現されない^(注23)。

政治経済改革を期待する人材は、財閥、官僚、マスコミ、大学などに点在しているのだが、政党をはじめとした一切の政治組織をもたないサウディアラビアでは、彼らの姿を発見することは容易ではない。テクノクラートや財閥のすべてを「体制内改革派」と断言できるわけではないし、「体制内改革派」の意見や行動力が結集されるために、適切な政治的プロセスが存在してきたともいいにくい。また彼らの足並みが揃っているというわけでも、主張の細目においてすべてが一致しているわけでもない。

「体制内改革派」は、このように複雑な実態をもつ勢力ではあるが、選挙制度の導入、検閲の緩和、経済成長のために必要な開放路線や経済改革、女性の社会的活動の拡大などを求めている点でおおむね一致している。またそれらの実現のために必要と判断されれば、ワッハーブ主義に基づく道徳的規制の解釈や実践の変更も進めるべきであると考えている。

サウディアラビアの新聞を読むだけでも、商工会議所、大学、マスコミ、官僚がどれほど連携を強化して、社会経済改革を進めようとしているのか、容易に知ることができる。雇用のサウディアラビア人化の問題解決などのために、当地紙は、大学教授、担当省庁の役人、商工会議所のメンバーの間の討論会を頻繁に設けている。商工会議所は、大企業、大学、マスコミなどを結びつけ、省庁へのロビー活動の場としての中心的役割を果たしている。

さらに「社会の上層」における非公式なネットワークについて概観すると、サウディアラビアの「体制内改革派」は、その多くが海外留学経験をもっているが、彼らの多くは、ファド国王が教育相だったときに設立された留学生派遣制度を利用したことが多い。そして初期の海外留学生だった人材が、現在のサウディアラビアの大臣や高級官僚を担っている。また大学の教授は、省庁から依頼された調査研究に報告書を提出したり、企業のコンサルタントを兼任していることが多い。「体制内改革派」は、近代化の過程でインフォーマルなネットワークを形成するようになっており、一定の共通する政治的傾向をもつと考えられる。

1980年代にオイルグラットに直面したとき、改革の必要性を自覚し始めたテクノクラートが現れたのだと言われている^(註24)。湾岸戦争は、サウディアラビア人の政治的危機感を急速に高めた。そのような経緯から、改革案が国王に対して提出されたのである。だが小杉氏が論ずるように、統治基本法の制定は、人権の擁護などの面では、改革案を後退させるものであった^(註25)。改革を期待していた人々は、スデイリセブンは改革を後退させた指導者である、と見なすことになったのである。だが彼らは、国内での反対派の逮捕やテロ事件の発生なども重なり、サウード家打倒という非現実的な目標は当然として、サウード家の意向に反する政策を唱える活発さも失った。そこで彼らの間には、可能ならば彼らが国内の議論を活発にすることによって改革を加速させなければならないという認識が残ったが、数年の間、そのようなことは不可能であると見なされていた。このため彼らには、改革を

支持する強力な指導者を待望する機運が高かった。このような経緯から、アブドゥラー皇太子の諸政策は、改革を期待する人々の支持を一身に集めることになったのである。

また「体制内改革派」は、サウード家にとって好都合なことに、経済改革を重視しており、選挙制度の導入や報道の自由を求めることがあっても、サウード家の打倒を唱えたりはしていない。王族と「体制内改革派」が一致することにより、当座のところ、諸改革は進展が可能となるだろう。

政府と「体制内改革派」が協力して、過去の既得権益構造を変革しようとしてきた一例としては、工業化の問題をあげることができるだろう。

Mohammed Elgari が著した *The Pattern of Economic Development in Saudi Arabia as a Product of Its Social Structure* によれば、サウディアラビアでは、輸入代替業に従事する商業勢力が、サウディアラビアの農業の発達や工業化を阻んできた。およそ1975年頃までの数十年にわたって、サウディアラビアの民間経済の中核であり続けたジェッダ商工会議所の所長が、輸入代替業に従事して利益をあげる商人勢力の利害を代弁し、農業の振興や工業化のための政府政策を骨抜きにする役割を果たしてきた、という^(註26)。

その後政府は、輸入代替工業の育成のため、1976年商業省から産業省を独立させる一方、育成されるべき工業プロジェクトには、競合する輸入業者の資本参加を促す政策をとることにより、次第にサウディアラビアの既得権益の構造を変革するように促してきた^(註27)。現在のサウディアラビアでは、工業製品の競合品となる輸入製品には、20%の関税がかけ

られることになっている。石油に依存するモノカルチャー的経済構造は、抜本的に変革された状況には程遠いとしても、それでも工業生産高は増加を続けている。

近年、投資庁や商工会議所連盟事務局長は、先進国からの工業投資拡大を要請する積極的な活動を展開している。このような招致活動は、今後は工業の発展なしには失業問題は解消しないだろうという危機意識がサウディアラビアに高まっているからでもあるが^(注28)、長年の経済改革の成果として生じている現象でもある。

しかし多くの点では、いまだに既得権益の構造が変革されないままに残っていることも事実である。既得権益をもっているのは、サウード家や政府官僚だけではなく、財閥、大学、マスコミなど、「体制内改革派」が存在している集団でもある。だが「体制内改革派」は、既得権益構造の変革という、時間を必要とする難問に立ち向かおうとしているのだといえる。「体制内改革派」と経済構造の関係についても、今後さらに研究を進めることが課題となっている。

IV 諮問評議会における改革

本節では、「下からの」改革の機運をしめしている事例として、「体制内改革派」によってマスコミで繰り広げられている諮問評議会の改革に関する議論をとりあげたい。

2001年3月23日付『アラブ・ニュース』(Arab News)から、ヌーラ・アブドゥルアズィーズ・アル＝ハリージー(Nūrah 'Abd al-'Azīz al-Kharījī)女史^(注29)の署名入り記事を引用して

みよう。

諮問評議会議員、アブドゥルアズィーズ・ビン・フサイン・アル＝シュワイグ('Abd al-'Azīz b. Husayn al-Shuwaygh)^(注30)が、諮問評議会への選挙制度の段階的導入をはじめとした、諮問評議会の改革案を公的な場で提唱し始めた。アル＝シュワイグによれば、現在すぐに選挙を導入することは難しいとしても、まずは一部の議席に関してでも選挙制を導入していかなければならない。この主張に呼応して『アル＝ビラード』(al-Bilād)紙のアブドルカーディル・タッシュ('Abd al-Qādir Tashsh)編集長^(注31)は、選挙制度の段階的導入案に同意する、という署名入り記事を発表した。

アル＝ハリージーは、女性の立場からさらに議論を発展させている。アル＝ハリージーは、女性議員の必要性について特に強調しつつ、男性と女性の両方の議員に関して選挙制度が導入されるべきであると主張し、さらに諮問評議会には、審議の完全テレビ中継が必要であるとも提案している^(注32)。

このような議論が発生した後の政府の対応は、スルターン国防相が、諮問評議会に関して「6月から再開される諮問評議会では、議員数は現在の90名から120名へと増員されるだろう」と発言したのみだった^(注33)。しばらく政府は沈黙を保っていたが、5月になると選挙制度や女性議員の導入を否定することになった。

5月19日ジュバイル諮問評議会議長が、「諮問評議会が女性顧問を迎える予定はない」と述べ、今後の女性議員の可能性を否定した^(注34)。さらに5月24日ファフド国王は、諮問評議会が任期の満了を迎えたために新メン

バーを発表したが、選挙制度の導入を唱えたアル＝シュワイグ議員は、再任されなかった^(注35)。アル＝シュワイグ議員は、任期を一期のみ務めたことになった。さらにジュバイル議長は、「選挙制度がなくとも、各法案の審議では、反対意見も提出され、十分に審議されている」と述べ、選挙制度の必要性を否定した。このような議長の発言に対し、アブドルラフマン・アル＝ラシュド（‘Abd al-Raḥman al-Rashd）『アル＝シャルク・アル＝アウサト』（*Al-Sharq al-Awsat*）紙編集長^(注36)は、*Arab News* 紙で「第3次諮問評議会の開催にあたり、なぜ審議がテレビ中継されないのか、明確な理由が説明される必要がある」という見解を署名記事で述べている^(注37)。

以上のようなサウディアラビア国内の議論の活発化は、以前には見られなかった大きな政治的な変化である。湾岸戦争直後の一連の改革案の提出は、一部の集団が国王に提出するという「閉鎖的な」スタイルで実行されていたからである。ただし今回の議論では、すでに明らかになったように、政府は、諮問評議会の積極的な改革案を否定する動きを見せており、今後も以上のようにオープンな議論が継続されるのかは、注目に値する。

今回議論された選挙制度導入案は、諮問評議会議長によって否定されており、政府側からは、「体制への重大な挑戦」と判断しているかもしれない。今後何年経って実現するかは明確ではないが、選挙制度導入に関する今回の議論が、以前の民主化運動よりは、現実性を帯びる内容になっていることが、過去の国内の議論の足取りを振り返ることによって明らかになる。

サウディアラビアでの初めて現れた本格的

な民主化を求める動きは、1960年代に、プリンス・タリキを筆頭として、プリンス・タラールを含む数名のプリンスが憲法制定や選挙制度の導入などの政治改革を主張した政治改革案だった。これらのプリンスは、後にエジプトに亡命し、「リベラル派プリンス」と自称した。このときの民主化運動は、多くの点で、達成が困難な政治的主張を掲げていた、といえるだろう。「リベラル派プリンス」は、ナセリズムの影響を受けていた。だがナセリズムが、サウディアラビア王制の打倒を目的とする「アラビア半島革命運動」やサウディアラビア国内の労働争議を扇動し、反サウディアラビア的なイエメン共和制を軍事支援していたこともあり、「リベラル派プリンス」が主唱する民主化の動きはほとんどの王族には受け入れにくいものだった。また「リベラル派プリンス」は、サウード国王（在位1953～64年）とファイサル（当時皇太子）の間の政争に利用されたということも否定しにくい。結局、「リベラル派プリンス」は敗れてサウディアラビア国外へ亡命することになった^(注38)。政争に勝利して第3代国王に即位したファイサル（在位1964～75年）は、社会経済改革を積極的に推進したものの、結局議会設立は実現しなかった^(注39)。

1990年代の政治改革では、1993年に諮問評議会が設置されたが、これはすでにふれたとおり、勅選制の議会でしかなかった。このため諮問評議会の設置後の数年間は、選挙制度の導入について公的な場で発言することは、タブー視されることになった。

以上のような過去の民主化論とくらべると、現在の議論では、反サウード家の立場は表明されず、国家の基本方針としてのイスラーム

を支持しており、さらにサウード家の打倒を目指すような外国とも関係していない。このために議論が公開されることが可能となっている。サウード家やイスラーム法学者などから見ても、議会制を受け入れるための敷居は、おそらく次第に低くなっているといえる。

2001年に入ってから選挙制度導入に関する議論の活発化は、選挙制度導入を主張するプリンス・タラールが王族最高会議のメンバーとなったことが間接的にも影響していることは間違いなさだろう。

諮問評議会のメンバーや新聞記者が国内紙上で議論を展開していることを紹介してきたが、プリンス・タラールの存在からは、王族の中にも選挙制度の導入を主張する勢力があることが窺われる。さらに、商工業に従事する人々も選挙制度の導入を求めていると見てもよいだろう。

これまでサウディアラビアでは、商工会議所が唯一公的な選挙制度を認められてきた組織である。サウディアラビアで最大のリヤード商工会議所を例にとれば、理事の3分の2を商工会議所のメンバーが選挙し、残りの3分の1を商業省が任命する仕組みとなっている。1993年の選挙では、5000人が投票を行っている^(註40)。

彼ら商人層は、1980年代に諮問評議会の設立を数回にわたり国王に要請していた、という^(註41)。彼らは、今後の経済改革を最も期待すると同時に、その方向を自分たちに有利な方向へ導きたいと考えているだろうが、現在までは、商工会議所を通じた省庁へのロビー活動、あるいは非公式なネットワークを通じて政府に働きかけてきた。今後は、選挙制度の拡充によって、現在よりも国政に強い影響

力を行使できる議員を選出することを狙っていると考えられる。

国政における選挙制度の導入は、サウディアラビアでは数十年にわたって先延ばしされてきた問題であり、政府の対応を見るかぎりでは、今回も見送られる公算が大きいように考えられる。しかし最近の「下からの」改革案は、オープンな場で表明されており、また内容が段階的な改革案となっているなど、議論が次第に現実性を高めている点でも注目値する。現在は、ジュバイル諮問評議会議長が、改革を否定する発言を行うスポークスマンの役割を果たしているが、民主化を持論とするプリンスが王族会議のメンバーとなっていることもあり、果たしてオープンな議論の中で、サウード家がどのような論理で議会改革を先延ばししていくのか、今後の展開からは目が離せないであろう。

V 社会改革と「ワッハーブ主義的保守派」

経済改革によって、サウディアラビア社会は、これまで以上に「外国文化との接触」が不可避となるだろう。「体制内改革派」は、イスラームを中心とした国造りに同意しているが、現在よりも宗教的規制が少なくなるような「イスラーム（ワッハーブ主義）の柔軟な適用」を求めている。ワッハーブ主義の適用方法の問題は、ウラマーや高齢の世代を中心とした「ワッハーブ主義的保守派」からの抵抗が予想される重大な問題である。本節では、情報分野、女性の社会進出、サウディアラビア人の雇用、シーア派との対話、ポケモン問

題など、近年著しい変化を見せる諸問題を論じながら、「ワッハーブ主義的保守派」が改革に与える影響力について検討する。

1. 衛星テレビ、携帯電話、インターネット

サウディアラビアでは、反政府活動を抑制したり、イスラームの価値観を保護するという大義名分が、情報・通信分野の規制緩和にとって常に障害となってきた。だが現在では、衛星テレビやインターネットが広く普及している。

衛星テレビは、1995年3月に禁止する法律が発布されたことがある。その理由は、衛星テレビがイスラームに反する価値観を流布させるのではないかと、「ワッハーブ主義的保守派」が怖れたことによる。当時のムタウィーンは、衛星テレビを住宅街で発見すると、何の法的権限ももたなかったにもかかわらず、投石などにより破壊して回った。

だが法律の発布後、サウディアラビア国内では、アル＝アウダ師とアル＝ハワーリー師の逮捕事件、アフガン帰還者によるテロ事件など、反体制運動が表面化したため、次第に宗教勢力は活動を抑えられることになった。加えて、サウディアラビア人は新しい情報を渴望していた。衛星テレビの受信機器は近隣諸国から次々と密輸され始め、衛星テレビ用のアンテナは街中に急増していった。衛星テレビ禁止法は、存在が無意味なまでに形骸化していった。

衛星テレビの普及の経過からは、情報化の波を抑圧することが難しくなっており、宗教警察の力も減退している傾向が現れている。サウディアラビアの「ワッハーブ主義的保守

派」が新しいメディアを黙認するまでには、長く複雑なプロセスが必要とされることが窺える。

1995年から1997年にかけて、サウディアラビアでも急速に携帯電話が普及し始めた。携帯電話に関しても、「ワッハーブ主義的保守派」は、新聞などで「男性は、見知らぬ女性と会話をしてはいけない」などと呼びかけていたが、宗教警察としても具体的な取り締まり活動ができなかったのか、ほとんど効果はなかったようである。

かつては各家庭は、1台しか電話をもたないのが普通であった。この状況は、若者が家族の「監視」の下におかれる状況を生み出し、サウディアラビアの厳しい家族制度を支える効果をもっていた。そして厳しい家族制度は、保守的な宗教体制を草の根から支える働きをしてきた。携帯電話の普及は、コミュニケーションの単位を個人化し、若者を宗教的・社会的な軛から解放する可能性をもち始めている。

1999年1月のインターネット解禁令は、サウディアラビアのインターネット事情の大幅な改善をもたらした。インターネット関連のインフラ状況は、今後に多くの課題を抱えているとはいえ、大幅に改善されることになった。またインターネットカフェが街中に現れはじめ、現在では地方中核都市にも開店している。また行政機関、教育機関、民間企業などで、インターネットの導入が必要不可欠であると認識されている。サウディアラビアでは、イスラームに反する価値観の流入よりも、情報化時代の波に乗り遅れる危険を懸念する認識が高まっている^(註42)。一方で、「反道徳的」なサイトの閲覧を禁止するための措置は、今

も継続されている^(註43)。

従来、サウディアラビアのすべての新聞やテレビは、政府からの補助金を受けとる一方で、出版法によって報道内容を規制され、情報省による検閲の下におかれてきた。筆者が以前サウディアラビアに滞在した1994年から1997年までの3年間では、たったの一度だけ、「サウディアラビマスコミの情報省からの独立」を主張する新聞社説が書かれたことがあったが^(註44)、大きな変化には結びつかなかった。

反道徳的情報や反サウード的な政治的発言が厳しく取り締まられる状況は、今後も継続するだろう。また微妙な政治問題に関して公式発表をしばしば回避したがるサウディアラビア政府は、今後も一部のマスコミを利用して、政府見解を代弁させる手法をとり続けるだろう。

だとしても、本稿で指摘したい重要な点は、サウディアラビア人が、今までに享受したことがないほどの情報量や自由を手に入れ始めたと感じていることである。選挙制度の導入に関する議論はすでに検討したが、女性の地位の問題などでも、サウディアラビア国内で発行される新聞には、政府高官の公式な見解に反対する意見が明らかに現れている^(註45)。

新しい情報機器の導入の経過を歴史的に概観すると、その度に反対派による騒乱が繰り返されてきたが、武闘派の勢いも次第に抑えられてきている。電報・電話の導入の問題は1929年のイフワーン^(註46)の軍事的反乱の遠因となった。またテレビ局の新設では1965年に銃撃戦が展開され、衛星テレビの普及に際しては1994年に投石が行われた。だが1999年のインターネット解禁では、何の騒乱も発生しな

った。

ウラマーは、武力を用いた反乱を実行するような人々ではないが、情報機器の発展にはマイナスの影響を与えてきた。大きな発言力をもつ彼らは、しばしば新しい情報機器の導入に反対を表明した。だが彼らは、武力による反対闘争が発生するのを目にすると、「内乱は避けなければならない」と日和見的な発言を繰り返してきた。また彼らの判断に反して新しい情報機器が社会に普及し、数年が経過すると、ウラマーもそれらの情報機器が社会の発展に貢献することを認識するようになるのだが、ウラマーは、自分たちの過去の判断が誤りであったなどは決して認めることがない。

ウラマーは、サウード家にとっては正統性の維持にとって欠くことができない重要な存在であることもあり、今後も諸改革の成否を左右する存在であると考えられる。

2. 雇用のサウディアラビア人化

数年前までサウディアラビアでは、「失業者」の存在は認められておらず、「失業者」や「失業」という言葉（*'aṭīl, baṭālah, unemployment*）を使用することは認められていなかった。

1996年の時点でサウディアラビア国外の機関ではサウディアラビアの失業率は10%に達しているのではないかという観測が現れはじめ、サウディアラビアの民間人も国内紙上で、統計がないために実態が把握できない状況に不満を表明していた^(註46)。

1996年に一度だけ「人事院や大学は、就職を見つけられない大卒者が存在するとみとめた」という記事が書かれたことがあった

が^(注47)、間もなく当時のシナーニー労働社会問題相は、「サウディアラビアには失業は存在しない」^(注48)、「雇用のサウディアラビア人化に関する統計ではよい結果が現れている」と発言していた^(注49)。その後しばらくの間サウディアラビア国内では、「失業問題」ではなく、「雇用問題」という用語が公的な場で用いられることになった。

だが現在では当地紙の中で「失業問題」という概念も公然と利用できるようになったようである^(注50)。政府は、失業の危機が高まっていることをもはや国民に隠せない状況にまで追い込まれている、といえるが、失業率についてはまだ公表していない。

雇用のサウディアラビア人化の問題では、民間企業におけるサウディアラビア人雇用が増加しないことが最大の課題である。この理由についてサウディアラビア人労働者の視点から論ずれば、民間セクターは、政府で雇用されるよりも全般に賃金水準が低く、最低賃金が補償されないうえに、労働時間は長い。また不当に解雇される危険がある一方で、年金も保険も退職金も不備であることが多いため、民間セクターでの就職をさげ、公務員に就職したがる傾向がつよい。

そこで雇用のサウディアラビア人化を促進するためのインセンティブの一つとして、怪我や病気、定年前の退職の時に最低限の生活を保障できる、各種の保険制度の拡充が長らく期待されていた。1969年に成立した社会保障法は、孤児、障害者、寡婦などのみを対象としており、「20年前に改正されておくべきだった」という意見がサウディアラビアの新聞紙上にも現れていた^(注51)。その後、60歳以前でも怪我や病気のために障害をもつことにな

った人には給付が可能となる新社会保障法が制定された^(注52)。2000年にはサウディアラビアでは初めて、外国人向けだが健康保険法が制定された。

だがサウディアラビアのウラマーは、労働問題に関する危機意識が極めて低く、「アッラーは、地球上に住むすべての人びとに十分なほどの富をお与えになった。したがってイスラーム法を遵守すれば、貧困や失業はありえない」という悠長な教義的議論を展開してきた^(注53)。

以前からサウディアラビアの新聞紙上では、かけ金を払ったにもかかわらず、保険金を支払ってくれない保険会社に関する苦情が寄せられたりしていた^(注54)。現在サウディアラビアの民間の保険会社のほとんどは、政府からの許認可なしで営業をしており、政府は保険法について検討中である^(注55)。このような状況に関してウラマーは、保険法の整備という現実的な提案は無視して、「保険はイスラーム法に反している。保険会社の目的は、人びとの金を不法に食べ物にし、アッラーへの信頼を人びとから奪うことである」と発言している^(注56)。

保険の問題は、国内だけではなく、サウディアラビアのWTO加盟交渉でも議論となってきた。WTO側がサウディアラビア側に自由化を要求している項目の一つに保険サービス事業があるが、サウディアラビア側は、国内のイスラーム勢力に配慮して反対の立場をとっている、といわれてきた^(注57)。2001年5月末になって諮問評議会が、保険分野の外資への開放はイスラーム法的に問題がないことを決定したことを受け、投資庁も保険分野の開放に乗り出すことを発表した^(注58)。

ウラマーは、「イスラームは労働を奨励する

宗教である。労働者が努力すればアッラーの祝福がある」などと、雇用のサウディアラビア人化を呼びかける素朴な発言を行うが^(注59)、グローバリゼーションや必要とされている制度的改革への感度は鈍く、サウディアラビア人雇用の促進を遅らせる影響を与えてきたのである。

保険分野の外資への開放の過程からは、ウラマーを含む多様な社会集団から議員が選出されている諮問評議会は、ウラマーの保守性を打破するための機関として、重要な政治的役割を果たしている可能性が窺える。

3. 女性の社会進出

男女分離の問題は、サウディアラビアの開放路線の行方を左右するほどのインパクトをもつ重要な問題である。情報分野の拡大に際しては、常に男女の接触を懸念する声がサウディアラビアで発生し、それを抑制しようとしてきたからである。

サウディアラビアでも、女性の教育レベルは着実に向上してきた。1960年代に初めて女子学校が設置された時代には、地元の市長、有力者、宗教者が強硬に女子教育に反対するケースがあったという。だが現在では、王族や政府主導の教育普及政策の成果として、女性の教育レベルは向上し、大学や大学院への進学率も次第に上昇しており、女性の識字率は60%を超えるところにまで達している。

すでに5年前にはサウディアラビアのすべての新聞には女性記者が所属するようになっており、女性の社会進出の方策に関して当地紙上では、様々な提案が発表されてきた。男女分離政策のため、サウディアラビア人女性

の就労条件は大変に厳しいものとなっており、女性の就職先が、女子校の教員や教育省などに限られている状況は現在でもほとんど改善されていない。それにもかかわらず、公的な場での議論では、男女分離政策を維持したままで、女性の社会進出を推進するための新たな方策が議論される、という構図には変化が見られない。

例えば先にあげた女性議員選出を主張するアル＝ハリージーは、女性は諮問評議会の議員として任務を遂行できる能力を備えていると主張しているのだが、女性議員の議会活動の方法については、テレビモニターや内線電話を利用すれば、男性議員と同席しなくとも議事に参加ができる、という。アル＝ハリージーは、女性議員の誕生を求めている点で進歩的であるが、実は男女分離制度の枠内で議論を展開しているだけでもある。

このような議論は、サウディアラビアにおける旧態依然の状況である、と見えるかもしれない。しかし長期間にわたるサウディアラビア社会の変化を振り返れば、サウディアラビア人にとっては、大きな前進と感じられていることが確認できる。

20年前のサウディアラビアでは、街中のスーパーには、歩いている女性さえほとんどいなかったという^(注60)。だがついに5年前には、客も店員も全員が女性だけであるという「女性ショッピングセンター」が実験されたことがあった^(注61)。ただし、女性店員だけの経営は難しく、普及しなかったようである。

現在リヤード市内には、男女分離制度が新たな形態によって維持され始めた兆候が現れている。2000年に首都リヤードでは、中東一の高層ビル、ファイサリーヤ・センターが完

成した。ファイサリーヤ・センターの周辺は、ホテルや西洋風に洗練されたショッピングセンターなどがオープンしたため、今ではリヤードで一番の繁華街となっている。

このショッピングセンターは「女性ショッピングセンター」ではないが、店舗の7割から8割が女性向けである。また、動物園や博物館などの公共施設では以前からある方式だったが、営業時間を女性や家族連れが入店できる「家族用」時間帯と、独身男性が入店が限られる時間帯とに厳格に分けている点で、ショッピングセンターとしては新しい試みである。

だがおかしなことに、家族連れの時間帯に、しばしば独身男性のみの一団がうろうろ歩き回っていることがある。すると、制服とトランシーバーを着用し、がっしりとした上背のある体つきをした3名から4名のガードマンのチームが独身男性たちに近づき、職務質問を始めたのである。これらのボディガードは、常にショッピングセンターを巡回し、女性や家族連れを独身男性から保護する任務を遂行している。

これらガードマンと旧来のムタッウィウィーンをくらべると「進歩」が明確となる。ムタッウィウィーンは、礼拝時間を中心に巡回を行っていた。また伝統的衣装を身に纏いつつ、鞭を振りかざす彼らが、礼拝時間以外に現れようものなら、ショッピングセンターの雰囲気は一気に緊張した。これに対しガードマンたちは、柔らかく穏健な物腰で常時巡回しているので、ショッピング街の雰囲気を壊すことがなく、「男女分離制度」を守るという職務の達成度についても、ムタッウィウィーンよりも高くなっている。

このビルの前には、一目女性の姿を垣間見たい、あるいは女性に声をかけたいという独身男性たちが溢れていた。リヤードでは、ファイサリーヤ・センターには女性をナンパしようとする男性が現れているという噂でもちきりである。ファイサリーヤ・センターは、サウディアラビアにおける欧米化と宗教的「伝統」の維持のバランスを象徴する最先端のスポットとなっているといえるだろう。

さらに現在、プリンス・ワリード・ビン・タラールが、ファイサリーヤ・センターに匹敵するような高層ビルをリヤードに建設中であり、人々は、このビルが完成すれば、リヤードの変化は2倍に加速するだろうと噂している。

現在行われている女性の社会参加拡大のための議論は、非常にゆっくりとしているように見えるのだが、変化を促すためには必須なプロセスであるといえるだろう。1992年に数十人の女性が自動車を運転したために、しばらくの間公職を追放されたという事件が知られているが、現在では女性たちは、唐突な行動に走るよりも、辛抱強く議論を積み重ねることが最善の方法であると考えているようである。

男女分離制度は、これからもサウディアラビアの公式制度ではあり続けるだろうが、適用方法の細部が今後も同じであるだろうと断言することは難しい一面がある。あるとき筆者はあるサウディアラビア人から、「日本のハイテクノロジーをもってすれば、アバーヤ（黒ベール）を着用したままの女性でも自動車の運転が可能にならないか」と質問されたが、現在の議論の難しさを象徴している発言に感じられた。

4. 「イスラームの柔軟な適用」か、「ワッハブ主義的保守派」か：シーア派との対話、ポケモンをめぐる議論

1997年以来サウディアラビアとイランは関係改善を進め、2001年4月には、サウディアラビア・イラン防衛協定が調印された。このような政治的融和路線に追随するかのように、サウディアラビアの新聞紙上には、サウディアラビアのウラマーとイランのシーア派ウラマーの対話について掲載されるようになってきている。かつて頑迷なワッハブ主義者がシーア派をムスリムとは認めてこなかったことや、ホメイニー時代のサウディアラビアとイランの関係悪化とくらべると、著しい宗教的穏健化路線が現れている、といえるだろう。

サウディアラビアの新聞『アル＝ワタン』(*al-Waṭan*)紙のインタビュー記事では、世界イスラム連盟イラン支部長であるイランのシーア派ウラマー、ムハンマド・オル＝タスヒーリー師が、サウディアラビアのウラマーにイラン訪問を招請し、宗教的な対話を進めることを呼びかけている。オル＝タスヒーリー師は、宣教など、シーア派とスンナ派で接近している分野での協力関係の構築を求めている。サウディアラビア側の対話窓口は、アル＝トルキー世界イスラム連盟事務局長となっている^(註62)。

アル＝トルキーがサウディアラビア側の窓口となっている理由は、彼が世界イスラム連盟の事務局長である以上、当然のことではあるが、付け加えるならば、彼は教義には固執しないタイプで、宗教相の経験もある体制的で実務的なウラマーとして知られている。

2001年4月には、ジュバイル諮問評議会議長がイランを訪問しているが^(註63)、彼もアル＝トルキー同様、最高ウラマー会議のメンバーである。彼らのような政治的な柔軟性をもつウラマーだからこそ、近年のイランとサウディアラビアの政治的融和に対応できたのであろう。

サウディアラビアのイスラームの適用の変化には、政治が主導権を發揮することや、融和路線に追随できるウラマーが現れることが不可欠である、といえるだろう。

ところで外部からの文化の受け入れが、必ずしもスムーズではない最近の例としてポケモンについてとりあげてみよう。

近年世界中で人気の日本のアニメ、ポケモンは、サウディアラビアを含む中東全土でも流行となっている。だがポケモン熱が高まるにつれて、「ポケモンはイスラームに反する」という噂が中東各地で発生するようになった。中東の各地によって噂の内容は異なるのだが、サウディアラビアでは、『『ポケモン』という言葉は、『アッラーはケチである』と意味している』などという誤解が広まっていた。そこで2001年の初め頃、アラブにいる日本文化の専門家は、毎日アラブ各国からくる問い合わせに対して、「ポケモンはイスラームを侮辱するようなものではない」と否定に努めなければならぬ状況が続いていた。

サウディアラビアの当地紙『アル＝ヤウム』(*al-Yawm*)は、「ポケモンによって世界の子供は危機に晒されている」というタイトルの外国紙の記事を翻訳し掲載した。その記事の中では、ヨーロッパや米国で、子供たちがポケモンのビデオ、テレビゲーム、カードなどに夢中となり、学校でケンカをしたり、

飛び降りて怪我をしたり、家族との会話をしなくなる様子が伝えられていた。またそのような子供たちに戸惑う大人たちや、いくつかの学校ではポケモンが禁止された事例なども紹介されていた^(註64)。

そして3月25日には、『アル＝ジャジーラ』(al-Jazīrah) 紙でサウディアラビアのアブドゥルアズィーズ・アール・アル＝シャイフ最高法官が「ポケモンは、イスラームに反する」というファトワーを発した。その見解の根拠には、「子供たちが夢中となるポケモンのカードゲームは賭博に類似している」、「ポケモンの成長は、ダーウィンの進化論に依拠している」、「キリスト教の十字架、ダビデの星、イスラエルの紋章、フリーメーソンの三角章、日本の『多神教』神道のシンボルをデザインに使用している」というものであった^(註65)。

ポケモンについての噂が流布し、法的布告が発出されるまでにいたった理由には様々な背景があるだろう。決してイスラーム世界だけでポケモンを危険視する現象が広まったのではない^(註66)。またポケモンはそれまでのアニメに較べて圧倒的な人気だったかもしれない。だが、新しい消費生活が引き起こした、育児、教育や家庭生活上での戸惑いが、イスラームに反するという噂を自然発生的に醸成し、遂には「信仰を危機にさらす」という宗教的な大義名分の力によって、その戸惑いの原因を浄化しようとした社会心理も否定できないだろう。

ポケモンに関する問題に終始する以上に重要なのは、「ワッハブ主義的保守派」の存在が、サウディアラビアの将来に与えるだろうマイナス要因である。

最大の問題は、現在の開放路線が後退した

場合には、サウディアラビア経済の成長には、致命的な遅滞が発生するということだろう。また既に論じてきたように、サウディアラビアのウラマーは、新技術の利用や教育の普及をしばしば抑制しようとしてきた。かつてウラマーがイスラームに反すると判断したが、現在は社会に不可欠なものとして普及しているものには、電話、電報、自動車、無線、テレビ、衛星テレビ、宗教以外の教育、女子教育、西欧との外交など、数多くある。一度イスラーム的に禁止とされたものが社会に普及するためには、複雑で長いプロセスを必要とする。だがサウディアラビアの失業問題を考えると、諸改革の遅延は非常に危険な段階に達している。近年のインターネット導入やシーア派との対話では一定の前進がみられたものの、雇用問題やポケモン問題で論じてきたように、ウラマーは、イスラーム解釈の権限を持っており、開放路線、ひいては経済改革の進展に重大な影響を与えうる地位にいる。

政治的に柔軟なウラマーの出現や諮問評議会の役割が、従来から存在している最高ウラマー会議やムタッウィウィーンの影響力をどのように変えていくのか、注目される点でもある。

過去をさかのぼれば、シャイフ家を母方にもつファイサル第3代国王が行革や女子教育の導入を達成し、保守的といわれたハーリド第4代国王の時代(在位1975～82年)がサウディアラビアの大躍進の時代だった。この点からも、ウラマーなどの保守勢力との関係が強いといわれるアブドゥラー皇太子は、改革に有利なカードを持っているといえる。

だがアブドゥラー皇太子が設置したイスラーム最高評議会が、最高ウラマー会議に匹敵

するような権威をもつとは考えられず、改革派がどのようにして「ワッハーブ主義的保守派」との合意を維持していくのかは注目される。改革派の中にも、高齢で、「ワッハーブ主義的保守派」と同様の傾向をもつ者は多い。M・ヤマニーは、「イスラームの柔軟な適用」を求める若者が増加していることを強調するが、若者の大半は政治的には保守的なままである、ともいう^(註67)。サウディアラビアには、現在のままのワッハーブ主義の適用と経済的繁栄の維持の両立をいまだに望んでいる人々も多いと考えられる。以上のような点からは、「体制内改革派」と「ワッハーブ主義的保守派」の中間的な立場にたつ人々もまだまだ多いと考えられる。「体制内改革派」の拡がりに関しては、今後さらにフォローすべき課題としたい。

VI まとめ

サウディアラビアで必要とされている一連の経済改革は、「開放路線」の推進を必要としている。経済だけではなく、政治と宗教の両面でも、変化の兆しが現れ続けている。そのような具体的な事例として本稿では、行政改革、選挙制度の導入、情報化や女性の地位の問題などについて取り上げてきた。選挙制度などの政治的改革や女性の地位の問題では改革が遅滞する可能性が高いであろうが、経済改革の推進は、サウディアラビアでは既定の方針となっているといえるだろう。政治改革が遅滞し、経済改革のみが進展するというのは従来からのサウディアラビアのスタイルであるかもしれないが、これらの改革の影の原

動力が「体制内改革派」となり始めた点が、注目すべき点であろう。

サウード家が改革のために果たすべき政治的役割は大きい。マスコミにおける議論が活発になりつつあるとはいえ、改革を期待する国民の多くは、「反体制派」というレッテルをはられることをおそれ、いまだに政治的に主体的な行動をとれないからである。またサウード家は、保守的なウラマーに働きかける力をもつ政治勢力としても重要である。このような理由からアブドゥラー皇太子の手腕には期待がかかるが、あまりにも彼は高齢であり、残された時間が少なすぎるかもしれない。彼以外の行政官が一体となって改革を継続して実行できるのかが、重大な課題となるだろう。

今後は、改革のスピードが最大の課題となる。経済改革や開放路線は、サウディアラビアにとって全く新しい試みであり、実行までに一定の時間が必要とされるのも止むを得ないのかもしれないが、諸改革のスピードを遅らせているのは、行政の非効率、既得権益構造や「ワッハーブ主義的保守派」でもある。グローバリゼーションの時代において、サウード家による支配や勅選制の議会が、スピード感があり、国民にとって「公平」と映るような改革を継続できるのかが、民主化の行方を左右するポイントかもしれない。しかし実際には、時間の経過とともに高齢な世代が入れ替わることにより、社会変化の進展が自然に可能となるのかもしれない。

現状を分析すれば、サウディアラビアの諸改革は、当面のところ、「サウード家への忠誠」と「ワッハーブ主義」の護持という二つの方針を維持することによって、持続的に進展す

ることが可能となっている、といえるだろう。「体制内改革派」がこの二つの方針を放棄するような過激な政治的動向を見せれば、おそらく反動的な動きが強くなるだろう。一度反動的な動きが始まれば、「反体制運動→反動的抑圧→さらなる反体制運動……」の悪循環が懸念される。しかし先読みのしすぎかもしれないが、長期的には、「サウード家への忠誠」と「ワッハーブ主義」の護持の問題が、諸改革を遅らせる問題となるような事態が、乗り越えるべき最大の難所となるかもしれない。

(注1) 原弘「油価回復とサウディアラビア経済の構造改革」(『現代中東研究』第44巻第2号, 2000年7月) 1~15ページ。

(注2) Peter W. Wilson & Douglas F. Graham, *Saudi Arabia: The Coming Storm*, New York. M.E. Sharpe, 1994, p.68; 富塚俊夫「第3次ワッハーブ王国におけるウマラーとウラマーの盟約と隠れた闘い」(『イスラム世界』第44号, 1994年12月) 95ページ。

(注3) Wilson & Graham, *Saudi Arabia: The Coming...*, p.68; 富塚「第3次ワッハーブ…」96ページ。

(注4) 中田考「サウディアラビアとワッハーブ派の経済観念」(福田安志編『GCC諸国の石油と経済開発』アジア経済研究所, 1996年)217~218ページ; 中村覚「反米のシンボルとしての『テロリスト』の行方—ウサーマ・ビン・ラーディンは、『ジハードの英雄』か『テロリスト』か—」(『現代の中東』第26号, 1999年3月) 70ページ。

(注5) 小杉泰『現代政治とイスラーム政治』昭和堂, 1994年, 273, 292~297ページ; Ghazi A. Algosaiibi, *The Gulf Crisis; an Attempt to Understand*, London, Kegan Paul International, 1991, pp.94, 106.

(注6) 中田「サウディアラビアと…」217ページ; Mordechai Abir, *Saudi Arabia: Society, Government and the Gulf Crisis*, London, Routledge, 1993, p.187.

(注7) アブドラージーズ初代国王の子息の中で、ス

ダイル家のハッサを母とする同腹の7兄弟をさす。1950年代末から、サウディアラビアの国政の中樞を担ってきた。ファフド、スルターン、サルマーン、ナーイフ、アフマド、アブドルラフマン、トゥルキーが含まれる。

(注8) 例えば、原「油価回復と…」1ページ; 畑中美樹「油価回復後も引き続き経済回復を指向する湾岸産油国」(福田安志編『原油価格変動下の湾岸産油国情勢』アジア経済研究所, 2001年) 88~89ページ。

(注9) 例えば、*al-Waṭān* (Khamis al-Mishayt), Mar. 20, 2001.

(注10) *Arab News* (Jeddah), Mar. 21, 2001.

(注11) *MEED*, vol.44, no.2, Jan. 14, 2000, p.22; *MEED*, Nov. 17, 2001, p.4.

(注12) モハメド・ハイカル(和波雅子訳)『アラブから見た湾岸戦争』時事通信社, 1994年, 236~237ページ。

(注13) *Arab News*, Mar. 14, 2001.

(注14) 例えばナーイフ内相は、「女性への運転免許の発行許可は、問題にもならないことである……女性の身分証明書の発行については、適切な時期が来るまで実行されない」と発言した(*Arab News*, Apr. 27, 2001)。新聞紙上には「女性にも、顔写真付きの身分証明書を発行すべきである」という見解が掲載されていることにくらべると、ナーイフ内相の慎重さは明白である(*Arab News*, Mar. 18, 2001)。

(注15) *EIU Country Report*, 2000, no.3 (Aug. 2000), pp.12-13.

(注16) 先行研究ではアビルが、「解き結ぶ人々」(ahl al-ḥall wa-al-'aqd) と呼ばれる、150名程度の王族、ウラマー、ウマラーの代表が、サウディアラビアの最高決定機関にあたる、と議論する研究があった(Mordechai Abir, *Saudi Arabia in the Oil Era: Regime and Elites, Conflict and Collaboration*, London, Croom Helm, 1988, pp.9-11; *Saudi Arabia: Society, Government and the Gulf Crisis*, pp.7-10)。だがアビルによる「解き結ぶ人々」に関する分析には、ゴースが、明確な情報に基づいて議論が展開されていない点を批判している(Book Reviews, "Saudi Arabia in the Oil Era: Regime and Elites;

- Conflict and Collaboration,” *Middle Eastern Journal*, vol.25, no.4, 1989, p.570). 今回の「王族最高会議」が「解き結ぶ人々」とどのような関係にあるのかは不明である。
- (注17) <http://arabia.com/news/article/english/0,1690,22065,00.html>. (May 1, 2001)
- (注18) ヘレン＝ラックナー (岸田聰訳) 『砂の王国 サウディアラビア』ダイヤモンド現代選書, 1981年, 120～121ページ。
- (注19) http://www.agfund.org/ebody_prince.html. (May 1, 2001)
- (注20) *Reuters World Report*, Mar. 4, 1998.
- (注21) 『中東研究』第466号, 2000年9月, 50ページ。
- (注22) あるいは「新中間階級」や「テクノクラート」とも呼ばれることがあるが, サウディアラビアの社会階層については, 今後の研究課題としたい。
- (注23) しばしばサウディアラビアには「我々には宗教的自由がある」と主張する者がいるが, 彼らが意味する自由とは「ワッハーブ主義を信仰する自由」であることが窺える。このような表現は, ワッハーブ主義を敵視した政治勢力との闘争を乗り越えてきた歴史を有するサウディアラビア独特の概念ではないかと考えられる。
- (注24) Abir, *Saudi Arabia: Society*..., p.187; Wilson & Graham, *Saudi Arabia: The Coming*..., p.62.
- (注25) 小杉『現代政治と…』283～286ページ。
- (注26) Mohamed Ali Elgari, *The Pattern of Economic Development in Saudi Arabia as a Product of Its Social Structure*, Unpublished Ph. D. dissertation, University of California, 1983, pp.105-190.
- (注27) Rayed Khalid Krimly, *The Political Economy of Rentier States: A Case Study of Saudi Arabia in the Oil Era, 1950-90*, Unpublished Ph. D. dissertation, George Washinton University, 1993, p.380.
- (注28) *The Middle East*, Jul./Aug., 2000, p.32.
- (注29) カイロのアインシャムス大卒。メディナで校長を務めるかたわら, 『アラブニュース』, 『アル＝ピラード』 (*al-Bilād: al-Riyāḍ*) に寄稿している。http://www.arab.net/arabview/profiles/khereiji_profile.html. (May 1, 2001)
- (注30) 1997年7月6日に議員に指名。米国クレアモント大卒。諮問評議会内の外交委員会メンバー。『日本サウディアラビア協会報』第191号, 2000年7月, 10ページ。
- (注31) イマーム大卒。オクラホマ大でジャーナリズム論で博士号取得。現在 *Arab News*, *al-Madīnah* (*al-Madīnah*) のコラムニストでもある。http://www.arab.net/arabview/profiles/tash_profile.html. (May.1, 2001)
- (注32) *Arab News*, Mar. 23, 2001.
- (注33) *Arab News*, Mar. 26, 2001.
- (注34) *Arab News*, May 20, 2001.
<http://www.arabnews.co./Article.asp?ID=2028&ArY=2001&ArY=5&ArD=20>. (Jun. 2, 2001)
- (注35) *Arab News*, May 25, 2001.
<http://www.arabnews.co./Article.asp?ID=2165&ArY=2001&ArY=5&ArD=25>. (Jun. 2, 2001)
- (注36) http://www.arab.net/arabview/profiles/rashed_profile.html. (Jun. 2, 2001)
- (注37) *Arab News*, May 29, 2001.
<http://www.arabnews.co./Article.asp?ID=2239&ArY=2001&ArY=5&ArD=29>. (Jun. 2, 2001)
- (注38) ラックナー『砂の王国…』119～121ページ。
- (注39) J・S・ピスカトリー (浦野起央監訳) 「サウディアラビア・アイデンティティの形成」(『エスニシティと国際政治学』時潮社) 140ページ; Wilson & Graham, *Saudi Arabia: Society*..., pp.52-54.
- (注40) Gregory F. Gause III, *Oil Monarchies: Domestic and Security Challenges in the Arab Gulf States*, New York, Council on Foreign Relations Press, 1994, p. 86.
- (注41) Wilson & Graham, *Saudi Arabia: Society*..., p. 62.
- (注42) 『季刊アラブ』第89号, 1999年夏, 6～7ページ。
- (注43) *Arab News*, May 1, 2001.
- (注44) *al-Riyāḍ* (*al-Riyāḍ*), Feb. 26, 1995.
- (注45) 例えば注8参照。
- (注46) *al-Riyāḍ*, Nov. 28, 1996.
- (注47) *al-Madīnah*, Aug. 18, 1996.
- (注48) *al-Madīnah*, Oct. 26, 1996.
- (注49) *al-Madīnah*, Dec. 3, 1996.
- (注50) *Arab News*, Mar. 21, 2001.

- (注51) *al-Yawm* (al-Dammām), Aug. 26, 1996.
- (注52) *al-Madīnah*, Oct. 26, 1996.
- (注53) *al-Madīnah*, Aug. 7, 1996.
- (注54) *al-Madīnah*, Oct. 20, 1996.
- (注55) *EIU Country Report*, 2000, no.4 (Nov. 2000), p. 29.
- (注56) 例えば、現在は最高法官である、アブドゥルアズィーズ・アール・シャイフも同様の見解を主張したことがある。*al-Madīnah*, Oct. 13, 1996; *al-Madīnah*, Oct. 20, 1996; *al-Madīnah*, Oct. 28, 1996.
- (注57) *EIU Country Report*, 2000, no.4(Nov. 2000), p.30.
- (注58) <http://www.arabnews.com/Article.asp?ID=2325>. (Jun. 2, 2001)
- (注59) *al-Bilād* (Jeddah), Aug. 23, 1996.
- (注60) 『日本サウディアラビア協会報』第206号, 2000年10月, 14ページ。
- (注61) 中村覚「サウディアラビア若者の結婚観」(『中東研究』第415号, 1996年6月) 5ページ。
- (注62) *al-Waṭan*, Mar. 19, 2001.
- (注63) <http://www.arabnews.com/Article.asp?ID=1494>. (May 1, 2001)
- (注64) *al-Yawm*, Mar. 23, 2001, al-Mulḥaq al-Thāmin.
- (注65) *al-Jazīrah* (al-Riyāḍ), Mar. 25, 2001.
- (注66) <http://cn.cnn.co.jp/2001/WORLD/03/28/Poke-monBanSaudi.28/>. (May 1, 2001)
- (注67) M・ヤマニーは、イスラームに基づいた道徳を否定しないが、現在よりも社会的束縛が少なくなるような「イスラームの柔軟な解釈」を求める若者が増加している、と論じた。Mai Yamani, *Changed Identities: Challenge of New Generation*, London, Royal Institute of International Affairs, 2000, pp. 27, 118.

(なかむら さとる／

東北大学大学院国際文化研究科博士課程)